

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 1)

《解答別紙》

問題用紙2頁以下には、岩井克人 著『会社はこれからどうなるのか』初版第15刷 平凡社2008年の「第二章 会社という不思議な存在」から抜粋した文章を掲載した。これを読んで以下の間に答えなさい。指定文字数内で書くことができる能力も試している。指定文字数の半分未満しか書いていない場合、自動的に減点とする。

- 問1 著者によれば、会社と企業はどのように異なるのか。(300字以内)
- 問2 株主が会社をモノとして所有すると著者は言っている部分（例えば49ページの最後の段落）があるが、株主が会社をモノとして所有するとは、どのようなことか。(100字以内)
- 問3 会社は株主のものでしかないとする株主権論は、著者によれば間違いである。それはどうして間違いなのかを説明しなさい。(150字以内)
- 問4 (1) 著者の叙述によると、法人の歴史的起源に遡ると、法人化された企業以外に、法人の起源を、或る団体・組織に見ることができるが、その団体・組織とは、自治都市以外では何か。「第二章 会社という不思議な存在」から抜粋した文章中の語で書きなさい。
(2) 自治都市の市長に相当するのは会社ではだれか。「第二章 会社という不思議な存在」から抜粋した文章中の語で書きなさい。
- 問5 著者によると、法人化された歴史上の組織・団体である自治都市を念頭においた場合、法人制度の存在理由は何か。(160字)

以上

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 2)

《解答別紙》

第二章 会社という不思議な存在

ヒトとモノ

会社のあり方について説明するとき、まず最初に押さえておかねばならないことは、近代の市民社会における、番基本的な関係、つまりヒトとモノの関係です。ここでいうヒトとは、モノを所有する主体です。これにたいして、モノとは、ヒトによって所有される客体です。簡単に言えば、第1図で示されているように、ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有されます。(第1図では、ヒトは円形、モノは長方形、そして円形から長方形へ向かう矢印が所有を表しています。モノはヒトを所有できませんし、ヒトはモノによって所有されることはありません。このように、ヒトとモノとが、所有の主体と所有の客体

041 第二章 会社という不思議な存在

私的所有権制度私有財産制とは、ヒトは、自分が所有しているモノを全面的に支配する権利をもっているということです。たとえば、リンゴの木的所有者は、それを切り倒して暖炉にくべようが、それを育ててリンゴを売らせようが、それを他人に売り飛ばしてお金に換えようが、まったく自由に処分できるといことなのです。近代以前の社会は、ヒトとモノとのあいだにこのように厳密な区別がありませんでした。典型的には、ドレイの存在です。ドレイとは、生物学的にはヒトであるにもかかわらず、モノとして扱われる存在です。ドレイの所有者は、ドレイにさまざまな労働を強制し、女ドレイには多数の子どもを産ませ、不要なドレイは市場で競りにかけたのです。古代社会とは、ドレイの存在を前提とした社会でした。アメリカではつい一五〇年前までドレイ制度がありました。現存する最貧国の一部には人身売買が残っているといわれています。

ドレイ制が廃止された後も、たとえばヨーロッパ中世においては、封建時代の領主とORRは、自分の領地に住む領民、特に農奴(SERVE)にたいして、人格的な支配をしていました。たとえば領主には、領民にたいする裁判権があたえられていましたし、農奴が結婚する際に、初夜権などというひどい権利が認められていたりしました。オペラの「フィガロの結婚」は、そのような領主の権利にたいする、民衆の抵抗の物語にはかならないわけですが、また、比較的豊かな家であれば、そのなかで働く召使(SERVANT)にたいして、家の主人(MASTER)は、やはり人格的な支配権をもっていました。農奴も召使も、ドレイではありませんが、自分の時間や自分の居住地や自分の生産物、場合によっては自分の身体にたいしても自由をもていなかったという意味で、所有されるモノという要素を残していたのです。じつは、SERVEもSERVANTもその語源はラテン語のSERVUSで、それはドレイを意味していたのです。

日本においても、ヒトがヒトを人格的に支配する関係は、明治以前だけでなく、戦後民主主義の憲法が制定されるまで、家父長制という形で残っていました。

として厳密に区別されているということが、近代社会の基本なのです。



図1: ヒトとモノ

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 3)

《解答別紙》

013 第二章 会社という不思議な存在

企業とは、利潤の追求を目的とした経済組織のことです。もともと古典的な形態の企業は、近所の街角の八百屋でしょう。夫婦で一緒にやっているとすれば、それは共同企業です。もちろん、この八百屋は株式会社ではありません。

おそらく、八百屋の店舗は賃貸でしょう。しかし、店先に並んでいるリンゴやミカンやニンジンやキャベツといった品物は、すべて共同所有である夫婦のもの。八百屋は店にやってきたお客に、自分たちの所有物を売っているのです。

したがって、どんななりおかみさんなりが、働いている最中に突然お腹が減ったので、自分の八百屋の店先のリンゴやミカンを食べたとしても、何のお咎めもありません。リンゴを食べたおかみさんが唯一気にしなければならないのは、おかみさんの小言です。ミカンを食べたおかみさんが唯一気にしなければならないのは、だんなのご機嫌です。それに耐えられさえすれば、何の問題もなくリンゴやミカンを食べてよいのです。なにしろ、リンゴもミカンも、自分たちのモノなのですから。

駅前のラーメン屋の場合は、もつと話は単純です。脱サラした店主がひとりて切り盛りしているの、それは個人企業です。お腹が減った店主が、自分が作ったラーメンを食べても、だれもなんの文句も言わないはず。仕入れた鶏や豚肉やネギ、さらにできあがつ

012

自分以外のなにものにも支配されない自立した存在——それが、近代的な意味での「人間」の定義です。人間とは他人によって所有されるモノではないと、言い換えてもよいでしょう。近代の市民社会になってはじめて、ヒトとモノがはっきり区別されるようになったのです。

だが、同じ市民社会の枠組みのなかで、資本主義が発達し、さらにその資本主義の発達のなかから会社という仕組みが発達しました。いや、会社の発達こそ、十九世紀の後半からの資本主義の発達の原動力であったのです。

そしてじつは、まさにその会社という存在が、ヒトとモノとのあいだの近代的な所有関係から出発しながら、逆にヒトとモノとのあいだの厳密な区別を覆してしまうことになったのです。

企業と会社

会社とは何かを考えるために、すこし遡回りをしますが、「会社」とたんなる「企業」とはどうちがうかということから説明を始めましょう。

015 第二章 会社という不思議な存在

世に述べると、会社にはいろいろ種類があるのですが、ここではとりあえず、もつとも発達した会社の形態である「株式会社」について考えてみることにします。

そこで、株式会社として組織されたスーパーマーケット・チェーンを例にとってみましょう。たしかに、このスーパーマーケット・チェーンを外から眺めてみると、一方には株主がおり、他方には会社資産があります。株主は、さまざまなヒトですし、会社資産は、店内のリンゴやインスタント・ラーメンや化学調味料、あるいは店舗や土地、運搬に使っているトラック、本社オフィスや福利厚生施設といったさまざまなモノです。（このほかにも、

014

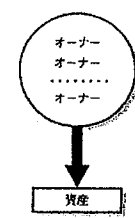


図2: 個人企業と共同企業

さらに、共同企業の規模がもうすこ大きくなると、組合とよばれます。複数の人間がお互いに契約を結んで、共同でモノを所有し、共同で活動をおこなうのが組合です。たとえば、組合として組織された法律事務所のパートナーであるということは、その事務所がもっているさまざまなモノをほかのパートナーと共同で所有し、共同で管理しているということなのです。ただし、現実においては、生活協同組合や農業協同組合のように、組合という名前をもっているが、法人として認められている組織がたくさんあるので、話を混乱させないために、共同企業という言葉で、法律上の組合もあくくめることにしておきます。

第2図が示しているように、個人企業でも共同企業でも、古典的な企業は、私的所有権制度のもとでのヒトとモノとのあいだの関係をそっくりそのまま使っています。ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有される。ヒトは所有したモノを支配し、モノは所有されたヒトによって支配される、というわけです。

ところが、その「企業」が「会社」という形をとるやいなや、ヒトとモノとのあいだの所有関係が、はるかに複雑な様相を帯びてしまうのです。これから、そのことを説明してみよう。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 4)

《解答別紙》

047 第二章 会社という不思議な存在

「法人」という言葉が出てきました。会社資産の法的な所有者は、法人としての会社である、言いました。では、法人とは、一体何なのでしょう？

イギリスでは、会社はCOMPANY、法人はLEGAL PERSONというふうに分けて使われています。アメリカでも、一応、会社はCORPORATION、法人はLEGAL PERSONです。

法人とは何か

「法人」という言葉が出てきました。会社資産の法的な所有者は、法人としての会社である、言いました。では、法人とは、一体何なのでしょう？

イギリスでは、会社はCOMPANY、法人はLEGAL PERSONというふうに分けて使われています。アメリカでも、一応、会社はCORPORATION、法人はLEGAL PERSONです。

なぜ、そういうことが起こるのでしょうか？

会社の株主は会社資産の所有者ではないのです！

会社の株主とは、スーパーマーケットの店内の棚に並べられているリンゴやインスタント・ラーメンや化学調味料、あるいは店舗や土地、運搬に使っているトラック、本社オフィスや福利厚生施設など会社の資産にかんして、法律上はその所有者にはなっていないのです。

では、一体、だれが、これらの資産の所有者なのでしょう？

それは、「法人」としてのスーパーマーケット・チェーンです。「法人」としての会社それ自体が、会社の資産を所有しているのです。

048

もちろん、店内には従業員がおり、本社オフィスには経営者がありますが、これらの役割にかんしては後に議論することになります。物理的な意味では、はるかに規模が大きいという点を除けば、株式会社と個人企業や共同企業とがうところはなにもありません。

だが、株式会社における株主と資産との関係は、個人企業や共同企業における所有者と資産との関係と同一視してしまうと、とんでもないことになってしまうのです。

仮に、わたしがスーパーマーケット・チェーンの株主であるとしたら、お肌をすかして道を歩いている、たまたま自分が株主であるスーパーマーケットのお店の前を通りかかったとします。そこで、ラーメン屋の店主や八百屋の夫婦と同じ気持ちで、スーパーマーケットのなかに入り、陳列してあるリンゴをとってかじつたとします。どうなるのでしょうか？

わたしは、窃盗罪で、逮捕されてしまいます！

万一、わたしが自分の手にそのスーパーマーケット・チェーンの株券をもっていたとしたら、スーパーの責任者は、株主にフレンドリーな会社だというイメージを壊さないために、無罪放免してくれるかもしれません。だが、わたしが、そのチェーンが直営している食肉処理場の環境破壊を糾弾している運動家であるとしたら、たとえ正真正正の株主であつたとしても、窃盗罪で牢屋にぶちこまれてしまう可能性があるのでした。

049 第二章 会社という不思議な存在

「法人」という言葉が出てきました。会社資産の法的な所有者は、法人としての会社である、言いました。では、法人とは、一体何なのでしょう？

イギリスでは、会社はCOMPANY、法人はLEGAL PERSONというふうに分けて使われています。アメリカでも、一応、会社はCORPORATION、法人はLEGAL PERSONです。

法人とは何か

「法人」という言葉が出てきました。会社資産の法的な所有者は、法人としての会社である、言いました。では、法人とは、一体何なのでしょう？

イギリスでは、会社はCOMPANY、法人はLEGAL PERSONというふうに分けて使われています。アメリカでも、一応、会社はCORPORATION、法人はLEGAL PERSONです。

なぜ、そういうことが起こるのでしょうか？

会社の株主は会社資産の所有者ではないのです！

会社の株主とは、スーパーマーケットの店内の棚に並べられているリンゴやインスタント・ラーメンや化学調味料、あるいは店舗や土地、運搬に使っているトラック、本社オフィスや福利厚生施設など会社の資産にかんして、法律上はその所有者にはなっていないのです。

では、一体、だれが、これらの資産の所有者なのでしょう？

それは、「法人」としてのスーパーマーケット・チェーンです。「法人」としての会社それ自体が、会社の資産を所有しているのです。

048

GAL PERSONですが、CORPORATIONという言葉で法人を指し示すこともあり、かなりごちゃごちゃしています。日本でも、会社と法人とは、あまり明確な区別なく使われていることが多いと思います。しいていえば、法人化された企業のことを「会社」と呼んでいるようです。その場合、会社は企業ですから、利潤の追求を目的としています。それにならして、法人という言葉は、かならずしも利潤の追求を目的としない、もっと広い範囲の組織を指すことになりました。

法人というのは、読んで字のごとく、「法」の上の「人」のことです。ここで「法の上の」と言っているのは、それは本来はヒトではなく、モノにすぎないということの意味です。実際、民法や商法の教科書では、法人とは、本来ヒトではないのに、法律上ヒトとして扱われるモノとして定義されています。ここで重要なことは、どの法律の教科書にものっているこのことも基本的な定義において、法人がヒトとモノとの二面性をもっていることが、はっきりと示されているということです。法人とは、モノであるのにヒトであり、ヒトであるのにモノであるという、不思議な存在なのです。

会社をヒトとして扱うということは、モノを所有することのできる主体として会社を扱うという意味にはなりません。そして、まさに、その法人としての会社が会社資産の法

2023年度 大学院入学試験 (春季) 問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 5)

《解答別紙》

051 第二章 会社という不思議な存在

それは、会社のオフィスではありません。ましてや、会社の土地でも、会社の工場でも、会社のコンピュータでも、会社の製品でもありません。いうまでもなく、それらはいずれも、会社の何々というように、すべて法人としての会社が所有している会社資産ではありません。

モノとしての会社とは、具体的な形をもったモノではないのです。それは、じつは、「株式」とよばれている抽象的なモノです。株主とは、まさに言葉の通り、株式の持ち主、すなわち、株式の所有者にほかならないのです。

株式とは何か

会社法の教科書を読むと、株式とは株主が会社になしてもつ法律上の地位である、と書いてあります。これでは何を言っているのかさっぱりわかりません。そこで、続けて読むと、株式とは株主という地位にあることに伴う権利の総体であると書いてあります。これでも、まだ何を言っているのかわかりません。そこで、さらに読み進めると、この権利には、大きく分けて、利益権と自己権の二種類があると書いてあります。これでも、まだわかりませんが、さらに続けて読むと、利益権としては総会議決権などがあり、自己権としては利益配当請求権や残余財産請求権などがあると、書いてあります。これで、やっと、株式とは何か、わかりはじめてきます。

すでに述べたように、法人としての会社は、法律上のヒトとして、モノである会社の資産を所有しています。そして、これをもつて述べたように、私的所有権の下では、モノを所有しているということは、そのモノを全面的に支配できる権利をもっているということになります。それは、第一に、そのモノをどのように使うかを決める権利をもつということです。そして、第二に、そのモノを生み出す新たなモノも自分の所有物とする権利をもつということです。

株式会社においては、会社資産をどのように使うかは究極的には株主総会の議決によって決められることになっていますから、所有関係にもなう第一の権利は、結局、株主総会における議決権ということになります。また、会社資産が生み出す新たなモノは、すべて利益として計算されますから、所有関係にもなう第二の権利は、結局、利益にたいする配当の請求権ということになります。ただし、会社が倒産してしまったときには、この権利は、債権者に負債をすべて支払った後でも万一何かが残ったとしたら、その残ったモノ

052

ノだけは自分のものにするというのができるという、残余財産請求権という形をとることになるのです。

すなわち、株式を構成する総会議決権や利益配当請求権や残余財産請求権などの権利とは、会社が法人として所有している会社資産にたいする支配権の具体的な中身にはかならないのです。それゆえ、株式を所有するということは、その支配権それ自体を所有することと等しく、さらにそれは、そのような支配権の主体である法人としての会社を、あたかもドレイのように、モノとして所有していることに等しくなるのです。株式の所有者である株主は会社をモノとして所有しているというのには、こういう意味なのです。

そして、資本主義においては、すべてのモノは売り買いの対象になります。当然、モノとしての会社も売り買いの対象になります。ただ、一般に、会社をまるごと売り買いするのは、よほどの大金持ちでなければ不可能です。そこで、一般大衆も売り買いに参加できるように、モノとしての会社を細かい単位に分割するようになり、そのように分割されたひとつひとつの単位のことを、「株式」とよぶようになったのです。

さらに言えば、この株式を具体的な紙切れの形で表現したのが「株券」です。株式の売り買いとは、本来は抽象的な法律上の権利を売り買いすることですが、現実には、具体的な形をもつ株券を売り買いすることになるのです。

株式は、相対取引で売り買いすることでもできますが、多くの場合、よく整備された市場においてオープンに売り買いされています。その市場が、株式市場です。すなわち、株式市場とは、モノとしての会社の部分部分を売り買いする市場のことなのです。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 6)

《解答別紙》

1057 第二章 会社という不思議な存在

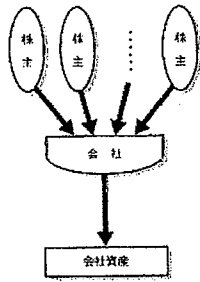


図3 株式会社の仕組み

私たちの目の前に浮かび上がってきたのです。
第一に、「会社資産」の所有者は、「株主」ではなく、「会社」です。そして第二に、「株主」とは、この「会社」の所有者でしかありません。ここでは、ヒトである株主とモノである会社資産との関係は、法人としての会社を中間項とした間接的なものにすぎないのである。この関係を整理してみると、第3図のようになります。
すなわち、株式会社とは、株主が法人としての会社を所有し、その法人としての会社が会社資産を所有するという、「二重の所有関係」によって構成されているのです。

056

株式会社の基本構造

さて、ラーメン屋のような個人企業や八百屋のような共同企業は、第2図に示されているように、ヒトとモノとのあいだの単純な所有関係の上に成り立っていました。ラーメン屋ならば、店主が個人で店のなかの麺や具を所有しています。八百屋ならば、夫婦が共同で、店のなかの野菜や果物を所有しているのです。ヒトとモノとはつまり峻別され、ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有されているのです。
たしかに、株式会社として組織されているスーパーマーケット・チェーンも、物理的な観点から眺めてみれば、一方には株主というヒトがおり、他方には会社資産というモノがあり、個人企業や共同企業とちがうところはあります。だが、同じ会社を、所有関係という制度的な観点から眺めなおしてみたいところ、それよりもはるかに複雑な構造が、わた

1059 第二章 会社という不思議な存在

法人の存在理由

法人という制度は、なぜ生まれてきたのでしょうか？
ラーメン屋のような個人企業を考えてみましょう。個人企業といっても、企業活動であるから、ほかの個人や会社とさまざまな契約を結ぶ必要はあります。大げさに言えば、仕入れ先から材料を仕入れれば、それは仕入れ先と購買契約を結んだことになり、すし、お客がラーメンを注文すれば、それはお客と販売契約を結んだことになり、もちろん、お店を借りているならば、家主と賃貸契約を結ぶ必要はあります。もし、信用金庫からお金を借りているならば、貸借契約を結ぶ必要はあります。もし、きつと書かれた契約書があるならば、そのなかには契約の一方の主体として、ラーメン屋の店主の名前が書かれているはず。ラーメン屋の店主が、個人の資格で、仕入れ先やお客や家主と契約を結んでいるのです。
八百屋のような共同企業の場合も、同じように見えます。共同所有者である夫婦は、仕入れ先と購買契約を結び、お客と販売契約を結び、家主と賃貸契約を

しかも、この二重の所有関係の中間項となっている法人としての会社は、ヒトの役割とモノの役割を同時に果たしていることを、ここで強調しておかなければなりません。法人としての会社は、本来のモノである会社資産にたいしては、所有関係の主体、すなわちヒトとしての役割を、またして、本来のヒトである株主にたいしては、所有関係の客体、すなわちモノとしての役割を、果たしているのです。
さきほど、法人とは、法律上ヒトとして扱われるモノとして、まさにヒトとモノとの二面性をもっていることを指摘しておきました。ここにいたって、法人のこの二面性がそれぞれどのような役割分担をしているのか、明らかにしました。法人とは、モノにたいしてはヒトとしての役割を、ヒトにたいしてはモノとしての役割を、果たしているのです。
いや、ほんとうに、法人とは不可思議な存在です。そして、その法人を中核に据えている株式会社という仕組みも、ほんとうに不可思議な仕組みなのです。
いずれにせよ、第3図に描かれている「二重の所有関係」こそ、株式会社の基本構造です。この基本構造をしっかりと把握しておけば、株式会社にかんするすべてのことは、ほぼ自動的に理解できていくはずなのです。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 7)

《解答別紙》

061 第二章 会社という不思議な存在

結び、信用金庫と貸借契約を結ばなければなりません。だが、ここで重要なのは、この場合、その契約書には共同所有者である夫婦の名前がともに記載されていなければならないということ。なぜならば、共同企業においては、すべての共同所有者は、必ずばれた契約にかんしてそれぞれ等しく権利と義務をもっているからです。それゆえ、もし共同所有者のあいだで争いがあつたり、そのうちのひとりが病気や老齢で手を引いたり、あるいは死亡したりすると、原則的にはそれまでの契約は無効になり、新たに契約書を書き直さなければならなくなるのです。それは、共同企業にも、外部の契約相手にも、費用がかかる事態です。

たしかに、夫婦が所有している八百屋のように小規模な共同企業の場合には、このような事態を心配する必要はそれほど大きくはないでしょう。だが、だんだん共同企業の規模が拡大していくと、共同所有者の数も増え、外部との契約関係も複雑になっていきます。そうすると、共同所有者間の内紛や一部の共同所有者の脱退などによって、それまで結んでいた契約書を書き直さなければならなくなる頻度が加速度的に上昇し、そのための費用も加速度的に増加してしまうことになるのです。それは、共同企業と外部との契約関係を、いちじるしく不安定なものにしてしまいます。それによって、外部の個人や企業も、この共同企業と長期的な契約関係をむすぶことを躊躇するようになってしまいます。

法人とは、まさにこの問題を解決するために導入された法制度なのです。

たとえば、いま一〇人の人間が共同出資をして、共同企業を営んでいるとしましょう。さらに、この共同企業は仕入れ先や顧客や家主や金融機関などと、一〇〇個の契約を結んでいるとしましょう。その場合、一〇人の共同所有者のうちひとりでも反対したり脱退したりすると、それまでの契約が無効になってしまいます。契約書を書き直す費用はおおよそそのころ一〇×一〇〇＝一〇〇〇に比例するはずですが、第4図は、このことを概念的に描いています。

さて、この一〇人の共同所有者が、共同企業を法人化することにしたとしましょう。それは、新たな一人目のヒトとして、会社を生み出したことになります。もとの一〇人の共同所有者は、今度は、この会社の株主となるわけです。そうすると、第5図に描かれているように、会社はヒトですから、それぞれの株主とは独立に、自分の名の下にモノを所有することができるようになります。これが、会社資産です。

さらに、会社はヒトですから、やはりそれぞれの株主とは独立に、自分の名の下に仕入れ先や顧客や家主や金融機関などと契約をむすぶことができるようになります。これは、

060

同じく第5図に描かれているように、外部との契約関係を大幅に簡素化します。法人化以前の共同企業の場合は、契約書を書き直す費用は一〇×一〇〇＝一〇〇〇に比例していたのに、法人化以降の会社の場合は、それは一〇×一〇〇＝一〇〇にしか比例しません。これは、契約関係を安定化させ、それによって、外部の個人や企業も、安心して、この会社と長期的な契約関係をむすぶようになるのです。

すなわち、法人とは、共同企業が外部の個人や企業とむすぶ契約関係を簡素化するために導入された、法律上の仕組みにほかならないのです。

ここで第5図をもう一度ながめて、株主から会社に向けて引かれている水平方向の矢印を株主を表す四角とともに会社を輪として九〇度ばかり時計回りに回転させてみましょう。そして、五七ページを開いてみます。そうすると、法人の存在理由を説明した第5図は、契約関係をあらわしている右側の両端矢印を無視すれば、じつは、株式会社の基本構造を描いた第3図とまったく同じものであったということが確認できるはずです。すなわち、法人という制度によって、外部との関係が簡素化された企業は、その結果として、内部の構造が複雑化することになったのです。それが、二重の所有関係という株式会社の基本構造なのです。

063 第二章 会社という不思議な存在

同じく第5図に描かれているように、外部との契約関係を大幅に簡素化します。法人化以前の共同企業の場合は、契約書を書き直す費用は一〇×一〇〇＝一〇〇〇に比例していたのに、法人化以降の会社の場合は、それは一〇×一〇〇＝一〇〇にしか比例しません。これは、契約関係を安定化させ、それによって、外部の個人や企業も、安心して、この会社と長期的な契約関係をむすぶようになるのです。

すなわち、法人とは、共同企業が外部の個人や企業とむすぶ契約関係を簡素化するために導入された、法律上の仕組みにほかならないのです。

ここで第5図をもう一度ながめて、株主から会社に向けて引かれている水平方向の矢印を株主を表す四角とともに会社を輪として九〇度ばかり時計回りに回転させてみましょう。そして、五七ページを開いてみます。そうすると、法人の存在理由を説明した第5図は、契約関係をあらわしている右側の両端矢印を無視すれば、じつは、株式会社の基本構造を描いた第3図とまったく同じものであったということが確認できるはずです。すなわち、法人という制度によって、外部との関係が簡素化された企業は、その結果として、内部の構造が複雑化することになったのです。それが、二重の所有関係という株式会社の基本構造なのです。

062

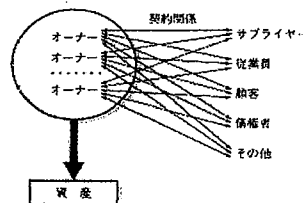


図4: 共同企業

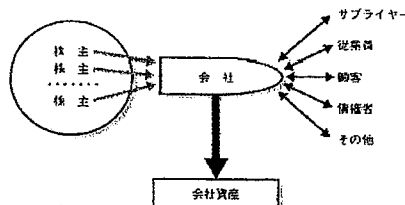


図5: 株式会社

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 8)

《解答別紙》

法人の歴史的起源

法人と類似した概念は、太古の昔からありました。人間が何らかの意味での共同事業を営みはじめる、そこにはかならず法人と似た機能をもつ団体が必要となるからです。現在わたしたちが使っている意味での法人という概念が最初に制度化されたのは、ローマ時代においてだといわれています。しかも、法人という制度を最初に採用したのは、資本主義とは直接関係がない自治都市や植民地でした。そして、中世になると、ヨーロッパにおいて、僧院や大学が法人となり、それと前後して、商業活動や生産活動に従事する同業者の組合ギルドが法人という形態をとることになったのです。

かつて学生運動が華やかになりし頃、中世ヨーロッパの自治都市に市民的自由の原型を見る議論が盛んになりました。そのようなロマンティックな思い入れに水をさすようですが、都市自治体とは、英語でいうとMUNICIPAL CORPORATIONあるいはCITY CORPORATIONです。ということは、それは、ほんとうは、自治会社あるいは都市会社と訳すべきものであったのです。いや、言葉の上だけではなく、実際の仕

組みとしても、自治都市は現在の株式会社とよく似ています。市民は株主に相当していますし、市の行政機構は会社の経営組織に対応しています。市長さんは代表取締役社長の役割をはたしていました。そして、当時の都市自治体においては、税金を納める少数の富裕な人間しか市民と見なされませんでしたから、少なくとも建前としては直接民主制がこなわれており、間接民主制にもとづく現代の都市自治体よりは、株主の全員参加を建前とする現代の株式会社のほうにはるかに似ているのです。

都市の市民は、さまざまな自由をもっていました。それは、ローマ時代だったらローマ皇帝、ヨーロッパ中世であれば封建領主から市民自治の特権を与えられていたからです。その特権のなかには、領主に税金を払わなくてもよいという特権がふくまれていることもありま

た。では、なぜ都市自治体が法人になる必要があったのでしょうか。都市の市民が、領主との抗争の末、税金を払わなくてもよいという特権を勝ち取ったとします。もちろん、その特権を明文化するために、領主と契約をむすぶことになりました。だが、領主との契約書はいったいだれが署名すべきなのでしょう。本来ならば、すべての市民ですが、それは不可能です。そこで市長が市民を代表して署名したとします。でも、その市長が死んでしまっ

たときに、どうなるのでしょうか。契約とは、あくまでも契約した本人の自己責任にもついてむすばれるものです。契約した本人が死んでしまったら、原則的には、効力を失います。それゆえ、市民は困ってしまいます。市長が交代するたびに、自治特権をめぐる領主と交渉し直さなければならぬのではないへんです。

そういう時に考えたのが「法人」だったのです。都市をたんなる市民の集合体としてではなく、それ自体がひととしての資格をもつ存在とみなし、市長が契約時にサインするときは、市長個人としてではなく、法人としての都市を代表する存在としてサインをする。そうすると、法人としての都市は個々の市長、いや個々の市民の生命を超えた存在となり、いくら市長が交代しても、領主との契約は継続され、市民自治が維持されることになるわけです。

同じような例としては、僧院があります。狭いお坊さんがいて、心静たまわりの人がそのお坊さんに土地や建物を寄進して僧院が設立される。寄進された土地ではさまざまな食べ物や作物が作られ、僧院で生活する多数の僧侶の生活を支えることになりました。しかも、これらの土地は宗教的な目的で寄進されたので、封建領主も税金をとりたくない。そんなことをしたら自分も大同へ行けなくなってしまうからです。

ところが、問題は都市自治体と同じで、その狭いお坊さんが死んでしまったらどうするか。寄進された土地があり、それで食べている僧侶がたくさんいる。そこで、免税の特権を、お坊さん個人に与えるのではなく、僧院そのものをそれ自体がひととしての資格をもつ存在とみなして、法人としての僧院に与えるようにするわけです。

このように、はじめは経済とは関連の薄いところで法人という仕組みが使われていたのですが、一世紀以後、ヨーロッパで経済活動においても徐々に法人という仕組みが使われるようになっていきました。イタリヤの貿易商人たちが海外と遠隔地貿易をするために船団を組むとき、船団そのものを法人として扱うという例が出てきたのです。

資本主義の発達につれて、法人という制度は、経済活動のなかに浸透していきます。決定的なのは、六世紀の後半から一七世紀の初めにかけて、地球規模で遠隔地貿易を進めていったオランダやイギリスの東インド会社です。ここで、現代的な意味での株式会社が生じたといわれています。

それにしても、考えれば考えるほど、法人とは不可思議な存在です。近代の市民社会の出発点は、ヒトとモノとの峻別でした。ヒトはモノでなく、モノはヒトでない。そして、その近代の市民社会を最初につくりあげた西欧社会は、資本主義の要請に応じて、法人とい

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(9 - 9)

《解答別紙》

069 第二章 会社という不思議な存在

069

「公共的」な存在であるのです。よく会社の経営者が、会社は「社会の公器」であると述べていますが、それはけっして的確な言葉ではないのです。

それゆえ、法人とは、個人と個人とのあいだの契約によって作られたたんなる「私的」な存在ではないのです。それは社会の承認にその存在を負っているという意味で、本質的に

を安定させるために、国家がそれを法律によって制度化したものにはかなりません。社会とはつねに気まぐれです。社会による承認は、いつなんどき消えてしまうかもしれません。法人という制度は、まさにこのような社会による承認

すなわち、ひとつの団体がたんなるヒトの集まりとしてではなく、それ自体がひとりのヒトとして機能するためには、他者による承認、もつと一般的には「社会による承認」が不可欠であるのです。ただ、社会とはつねに気まぐれです。社会による承認は、いつなんどき消えてしまうかもしれません。法人という制度は、まさにこのような社会による承認

は、その団体が一人目のヒトとして誕生することにはできません。そのためには、他者による承認が絶対に必要なのです。当たり前ですが、仕入れ先やお客や家主や金融機関が、その団体を、〇〇人の構成員とは別に、それ自体で資産を所有している存在であると認めてくれなければ、購買契約も販売契約も賃貸契約も貸借契約もむすぶことはできません。

すなわち、ひとつの団体がたんなるヒトの集まりとしてではなく、それ自体がひとりのヒトとして機能するためには、他者による承認、もつと一般的には「社会による承認」が不可欠であるのです。ただ、社会とはつねに気まぐれです。社会による承認は、いつなんどき消えてしまうかもしれません。法人という制度は、まさにこのような社会による承認

とどこで、さきほど、法人の存在理由とは、共同企業が外部の個人や企業とむすぶ契約関係を簡素化することである、と述べました。そして、いましがた、法人の歴史的な起源は、実際に、都市や僧院といった団体が封建領主とむすぶ契約関係を簡素化することにあつたということを見できました。

じつは、これらのことは、法人が本質的に公共的な存在であるということの意味なのです。たとえば、一〇人のヒトが集まって何らかの目的のために団体を作ったとしましょう。その一〇人がおたがいのあいだで合意して、いくらかの契約書を作成しても、それだけで

株式会社の公共性

う占くからある制度から株式会社という精妙な仕組みを作り上げました。だが、この近代市民社会の中しとでもいうべき会社という仕組みがその中核に据えている法人とは、ヒトとモノとの峻別という、まさに近代市民社会の前提条件そのものを揺り動かしてしまう存在なのです。ここに、近代市民社会の大きな矛盾のひとつがあるのです。

出典：岩井克人『会社はこれからどうなるか』

2008年11月28日初版第15刷

39頁～53頁、56頁～69頁

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏 名

(9 - 1)

《解答別紙》

問題用紙2頁以下には、岩井克人 著『会社はこれからどうなるのか』初版第15刷 平凡社 2008年の「第二章 会社という不思議な存在」から抜粋した文章を掲載した。これを読んで以下の間に答えなさい。指定文字数内で書くことができる能力も試している。指定文字数の半分未満しか書いていない場合、自動的に減点とする。

- 問1 著者は、法人化された企業つまり会社は、不思議な存在であるという。どういう意味で不思議な存在なのか、説明しなさい。(125字以内)
- 問2 株式市場を、会社資産を直接売り買いする市場として説明することは、著者によれば、間違っている。そのような説明はどうして誤っているのかだろうか。(150字以内)
- 問3 会社のヒトとしての役割は何か。(110字以内)
- 問4 著者によると、法人化された企業を念頭においた場合、法人という制度の存在理由は何か。(140字以内)
- 問5 著者によれば、法人とは、その構成員（株式会社で言えば株主）が法人をつくるために相互に契約をすることで成立する「私的な」存在ではなく、「公共的な」存在である。法人の公共性を、筆者はどこに見いだしているか。(220字以内)

以上

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 2)

《解答別紙》

第二章 会社という不思議な存在

ヒトとモノ

会社のあり方について説明するときに、まず最初に押さえておかねばならないことは、近代の市民社会における、番茶木的な関係、つまりヒトとモノの関係です。ここでのヒトとは、モノを所有する主体です。これにたいして、モノとは、ヒトによって所有される客体です。簡単に言えば、第一図で示されているように、ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有されます。(第一図では、ヒトは円形、モノは長方形、そして円形から長方形へ向かう矢印が所有を表しています。モノはヒトを所有できませんし、ヒトはモノによって所有されることはありません。このように、ヒトとモノとが、所有の主体と所有の客体

010



図1: ヒトとモノ

として厳密に区別されているということが、近代社会の基本なのです。

私的所有権制度(私有財産制)とは、ヒトは、自分が所有しているモノを全面的に支配する権利をもっているということです。たとえば、リンゴの木の所有者は、それを切り倒して暖炉にくべようが、それを育ててリンゴを売らせようが、それを他人に売り飛ばしてお金に換えようが、まったく自由に分断できるといふことなのです。近代以前の社会は、ヒトとモノとのあいだにこのように厳密な区別がありませんでした。典型的には、ドレイの存在です。ドレイとは、生物学的にはヒトであるにもかかわらず、モノとしてほかのヒトに所有されてしまう存在です。すなわち、ヒトがヒトをモノとして所有していたのです。ドレイの所有者は、ドレイにさまざまな労働を強制し、女ドレイには多数の子どもを産ませ、不要なドレイは市場で競りにかけたのです。古代社会とは、ドレイの存在を前提とした社会でした。アメリカではつい一五〇年前までドレイ制度がありました。現在でも最貧国の一部には人身売買が残っているといわれています。

ドレイ制が廃止された後でも、たとえばヨーロッパ中世においては、封建時代の領主と

ORRは、自分の領地に住む領民、特に農奴(SERVANT)にたいして、人格的な支配をしていました。たとえば領主には、領民にたいする裁判権があたえられていましたし、農奴が結婚する際に、初夜権などというひどい権利が認められていたりしました。オペラの「フィガロの結婚」は、そのような領主の権利にたいする、民衆の抵抗の物語にはかならないわけ

です。また、比較的豊かな家であれば、そのなかで働く召使い(SERVANT)にたいして、家の主人(MASTER)は、やはり人格的な支配権をもっていました。農奴も召使いも、ドレイではありませんが、自分の時間や自分の居住地や自分の生産物、場合によっては自分の身体にかんしても自由をもっていなかったという意味で、所有されるモノという要素を残していたのです。じつは、SERVANTもSERVANTもその語源はラテン語のSERVUS

Sで、それはドレイを意味していたのです。日本においても、ヒトがヒトを人格的に支配する関係は、明治以前だけでなく、戦後民主主義的憲法が制定されるまで、家父長制という形で残っていました。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 3)

《解答別紙》

013 第二章 会社という不思議な存在

企業とは、利権の追求を目的とした経済組織のことです。もっとも古典的な形態の企業は、近所の街角の八百屋でしょう。夫婦で一緒にやっているとなれば、それは共同企業です。もちろん、この八百屋は株式会社ではありません。

おそらく、八百屋の店舗は賃貸でしょう。しかし、店先に並んでいるリンゴやミカンやニンジンやキャベツといった品物は、すべて共同所有である夫婦のもの。八百屋は、店にやってきたお客に、自分たちの所有物を売っているのです。

したがって、どんななりおかみさんなりが、働いている最中に突然お腹が減ったので、自分の八百屋の店先のリンゴやミカンを食べたとしても、何かの咎めもありません。リンゴを食べたお客さんが唯一気にしなければならないのは、お客さんの小言です。ミカンを食べたお客さんが唯一気にしなければならないのは、どんなのご機嫌です。それに耐えられさえすれば、何の問題もなくリンゴやミカンを食べるよいのです。なにしろ、リンゴもミカンも、自分たちのモノなのです。

駅前のラーメン屋の場合は、もっと話は単純です。腕サラした店主がひとり切り盛りしているのです。それは個人企業です。お腹が減った店主が、自分が作ったラーメンを食べても、だれもなんの文句も言わないはず。仕入れた麺や豚肉やみそ、さらにできあがった

012

自分以外のなものにも支配されない自立した存在——それが、近代的な意味での「人間」の定義です。人間とは他人によって所有されるモノではないと、言い換えてもよいでしょう。近代の市民社会になつてはじめて、ヒトとモノがはっきり区別されるようになったのです。

だが、同じ市民社会の枠組みのなかで、資本主義が発達し、さらにその資本主義の発展のなかから会社という仕組みが発達しました。いや、会社の発達こそ、十九世紀の後半からの資本主義の発展の原動力であったのです。

そしてじつは、まさにその会社という存在が、ヒトとモノとのあいだの近代的な所有関係から出発しながら、逆にヒトとモノとのあいだの厳密な区別を覆してしまうことになったのです。

企業と会社

会社とは何かを考えるために、すこし遠回りをしますが、「会社」とたんなる「企業」とはどうちがうかということから説明を始めましょう。

015 第二章 会社という不思議な存在

せないために、共同企業という言葉で、法律上の組合もふくめることにしておきます。

第2図が示しているように、個人企業でも共同企業でも、古典的な企業は、私的所有権制度のもとでのヒトとモノとのあいだの関係をそっくりそのまま使っています。ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有される。ヒトは所有したモノを支配し、モノは所有されたヒトによって支配される、というわけです。

ところが、その「企業」が「会社」という形をとるやいなや、ヒトとモノとのあいだの所有関係が、はるかに複雑な様相を帯びてしまうのです。これから、そのことを説明してみよう。

後に述べるように、会社にはいろいろ種類があるのですが、ここではとりあえず、もっとも発達した会社の形態である「株式会社」について考えてみることにします。

そこで、株式会社として組織されたスパーマーケット・チェーンを例にとってみましょう。たしかに、このスパーマーケット・チェーンを外から眺めてみると、一方には株主がおり、他方には会社資産があります。株主は、さまざまなヒトです。会社資産は、店内のリンゴやインスタント・ラーメンや化学調味料、あるいは店舗や土地、運搬に使っているトラック、本社オフィスや福利厚生施設といったさまざまなモノです。このほかにも、

014

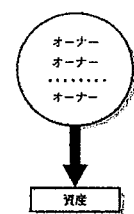


図2: 個人企業と共同企業

たラーメンは、すべて店主のモノなのです。店主は、自分のモノであるラーメンを、お客に売っているだけなのです。ラーメン屋の店主は、ラーメン屋にあるモノの支配者です。もっとも、お客は神様ですが。

さらに、共同企業の規模がもうすこし大きくなると、組合とよばれます。複数の人間がお互いに契約を結んで、共同でモノを所有し、共同で活動をおこなうのが組合です。たとえば、組合として組織された法律事務所のパートナーであるということは、その事務所がもっているさまざまなモノをほかのパートナーと共同で所有し、共同で管理しているということなのです。ただし、現実においては、生活協同組合や農業協同組合のように、組合という名前をもっているが、法人として認められている組織がたいていあるもので、話を混乱さ

2023年度 大学院入学試験 (春季) 問題用紙《小論文》

受 験 番 号	氏 名

(9 - 4)

《解答別紙》

047 第二章 食料という不思議な存在

015

もちろん、店内には従業員がおり、本社オフィスには経営者がありますが、かれらの役割にかんしては後に議論することにします。物理的な意味では、はるかに規模が大きいといえるうことを除けば、株式会社と個人企業や共同企業とちがうところはなにもないようにみえます。

だが、株式会社における株主と資産との関係は、個人企業や共同企業における所有者と資産との関係と同じく、視してきくと、とんでもないことになってしまいうのです。

仮に、わたしがスパーマーケット・チェーンの株主であるとして、お服をすかして道を歩いている、たまたま自分が株主であるスパーマーケットのお店の前を通りかかったとします。そこで、ラーメン屋の店主や八百屋の大姉と同じ気持ちで、スパーマーケットのなかに入り、陳列してあるリンゴをとってかじつたとします。どうなるでしょうか？

わたしは、窃盗罪で、逮捕されてしまいます！

万一、わたしが自分の手にそのスパーマーケット・チェーンの債券をもっていたとしたら、スパーの責任者は、株主にフレンドリーな会社だというイメージを壊さないために、無罪放免にしてくれるかもしれません。だが、わたしが、そのチェーンが直営している食肉処理場の環境破壊を暴露している運動家であるとしたら、たとえ真正正銘の株主であつたとしても、窃盗罪で牢屋にはちこまれてしまう可能性があるのです。

なぜ、そういうことが起こるのでしょうか？

会社の株主は会社資産の所有者ではないのです！

会社の株主とは、スーパーマーケットの店内の棚に並べられているリンゴやインスタントトウモロコシや化学調味料 あるいは店舗や土地、選ばれているトラック、本社オフィスや福利厚生施設など会社の資産にかんして、法律上はその所有者にはなっていないのです。では、一体、だれが、これらの資産の所有者であるのでしょうか？

それは、「法人」としてのスーパーマーケット・チェーンです。「法人」としての会社それぞれが、会社の資産を所有しているのです。

法人とは何か

「法人」という言葉が出てきました。会社資産の法律的な所有者は、法人としての会社である、言いました。では、法人とは、一体何なのでしょう？

イギリスでは、会社はCOMPANY、法人はLEGAL PERSONというふうに分けて使われています。アメリカでも、必ず、会社はCORPORATION、法人はLE

田中 第三段、会社という不思議な存在

5734

GL PERSONSONですが、CORPORATIONという言葉で法人を指すこともあり、かなりこじやっています。日本でも、会社と法人とは、あまり明確な区別がなく使われていることが多いと思います。しいて言えば、法人化された企業のことを「会社」と呼んでいるようです。その場合、会社は企業ですから、利権の追求を目的としています。それにならして、法人という言葉は、かならずしも利権の追求を目的としていない、もつと広い範囲の組織を指すことになりました。

法人というのは、説んで字のごとく、法の上の「人」のことです。ここで「法の上の」と語っているのは、それは本来はヒトではなく、モノにすぎないということに意味しています。実際、民法や商法の教科書では、法人とは、本来ヒトでは、ないものとして扱われるモノとして定義されてはいます。ここで、本来ヒトとは、どの法律の教科書にものっていないけれども基本的な定義において、法人がヒトとモノとの二面をもっていることが、はっきりと示されているということです。法人とは、モノであるのにヒトであり、ヒトであるのにモノであるという、不思議な存在なのです。

債上の所有者となつてゐるので、
会社をヒトとして扱うということには、
モノを所有することのできる主体として会社を扱
うという意味にはなりません。そして、
まさに、その法人としての会社が会社資産の法

いや、それだけではありません。法人としての会社は、法律上のヒトですから、ほかの個人やほかの会社と契約をむすぶことができます。会社は、会社の名の下に、原料供給先、卸業者や部品納入業者や機械メーカーと買ひ付け契約を結び、土地所所有契約を結び、土地所有者や賃貸契約を結び、銀行と貸付契約を結び、販売店と販売契約を結んでいます。さらには、法人としての会社は、法律上のヒトですから、会社の名の下に、ほかの個人や会社から訴えられることもあります。ほかの個人や会社を訴えることもできます。じつに、新聞を細かく読めば、さまざまな訴訟において、会社が被告となっていたり原告となっていたりするところを、確かめることができます。はずです。

さて、株主は会社資産の所有者ではありません。では、その株主はいったい何を所有しているのでしょうか？

先ほど、法人とはヒトでありモノであるという不思議な性質をもっていると言いました。法人としての会社は、それゆえ、モノでもあるわけです。会社の株主が所有しているのは、その「モノとしての会社」なのです。だが、ここで言うモノとしての会社とは、いったい何を指しているのでしょうか？

2023年度 大学院入学試験 (春季) 問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 5)

《解答別紙》

051 第二章 会社という不思議な存在

それは、会社のオフィスではありません。ましてや、会社の土地でも、会社の工場でも、会社のコンピュータでも、会社の製品でもありません。いうまでもなく、それらはいずれも、会社の何々というように、すべて法人としての会社が所有している会社資産でしかありません。

モノとしての会社とは、具体的な形をもったモノではないのです。それは、じつは、「株式」とよばれている抽象的なモノです。株式とは、まさに言葉の通り、株式の持ち主、すなわち、株式の所有者にはかならないのです。

株式とは何か

会社法の教科書を読むと、株式とは株主が会社にたいしてもつ法律上の地位である、と書いてあります。これでは何を言っているのかさっぱりわかりません。そこで、続けて読むと、株式とは株主が株主という地位にあることに伴う権利の総体であると書いてあります。これでも、まだ何を言っているのかわかりません。そこで、さらに読み進めると、この権利には、大きく分けて、利益権と請求権の二種類があると書いてあります。これでも、まだわかりませんが、さらに続けて読むと、利益権としては株主請求権などがあり、請求権としては利益配当請求権や残余財産請求権などがあると、書いてあります。これで、やっと、株式とは何か、わかりはじめてきます。

すでに述べたように、法人としての会社は、法律上のヒトとして、モノである会社の資産を所有しています。そして、これをもつて述べたように、私的所有権の下では、モノを所有しているというものは、そのモノを全面的に支配できる権利をもっているということになります。それは、第一に、そのモノをどのように使うかを決める権利をもつということです。そして、第二に、そのモノが生み出す新たなモノも自分の所有物とする権利をもつということです。

株式会社においては、会社資産をどのように使うかは究極的には株主総会の議決によって決められることになっていますから、所有関係にもなう第一の権利は、結局、株主総会における議決権ということになります。また、会社資産が生み出す新たなモノは、すべて利益として計算されますから、所有関係にもなう第二の権利は、結局、利益にたいする配当の請求権ということになります。ただし、会社が倒産してしまったときには、この権利は、債権者に負債をすべて支払った後でも万一何かが残ったとしたら、その残ったモノ

052

ノだけは自分のものにするというのができるという、残余財産請求権という形をとることになるのです。

すなわち、株式を構成する総会議決権や利益配当請求権や残余財産請求権などの権利とは、会社が法人として所有している会社資産にたいする支配権の具体的な中身にほかならないのです。それゆえ、株式を所有するということは、その支配権を自己に保有することと等しく、さらにそれは、そのような支配権の主体である法人としての会社を、あたかもドレーのよう、モノとして所有していることに等しくなるのです。株式の所有者である株主は会社をモノとして所有しているというのは、こういう意味なのです。

そして、資本主義においては、すべてのモノは売り買いの対象になります。当然、モノとしての会社も売り買いの対象になります。ただ、一般に、会社をまるごと売り買いするのは、よほどの大金持ちでなければ不可能です。そこで、一般人も売り買いに参加できるように、モノとしての会社を細かい単位に分割するようになり、そのように分割されたひとつひとつの単位のことを、「株式」とよぶようになったのです。

さらに言えば、この株式を具体的な紙切れの形で表現したのが「株券」です。株式の売り買いとは、本来は抽象的な法律上の権利を売り買いすることですが、現実には、具体的

な形をもつ株券を売り買いすることになるのです。

株式は、相対取引で売り買いすることでもできますが、多くの場合、よく整備された市場においてオープンに売り買いされています。その市場が、株式市場です。すなわち、株式市場とは、モノとしての会社の部分部分を売り買いする市場のことなのです。

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 6)

《解答別紙》

057 第 1 章 会社という不思議な存在

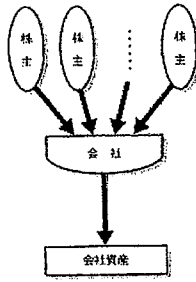


図3 株式会社の仕組み

私たちの目の前に浮かび上がってきたのです。
第一に、「会社資産」の所有者は「株主」ではなく、「会社」です。そして第二に、「株主」とは、この「会社」の所有者ではありません。ここでは、ヒトである株主とモノである会社資産との関係は、法人としての会社を中間項とした間接的なものにすぎないのです。この関係を整理してみると、第3図のようにになります。

すなわち、株式会社とは、株主が法人としての会社を所有し、その法人としての会社が会社資産を所有するという、「二重の所有関係」によって構成されているのです。

056

株式会社の基本構造

さて、ラーメン屋のような個人企業や八百屋のような共同企業は、第2図に示されているように、ヒトとモノとのあいだの単純な所有関係の上に成り立っていました。ラーメン屋ならば、店主が個人で店のなかの麺や具を所有しています。八百屋ならば、夫婦が共同で、店のなかの野菜や果物を所有しているのです。ヒトとモノとははっきり峻別され、ヒトはモノを所有し、モノはヒトに所有されているのです。

たしかに、株式会社として組織されているスーパーマーケット・チェーンも、物理的な視点から眺めてみれば、一方には株主というヒトがおられ、他方には会社資産というモノがあり、個人企業や共同企業とちがうところはあります。だが、同じ会社を、所有関係という制度的な視点から眺めなおしてみたら、それよりもはるかに複雑な構造が、わた

059 第 2 章 会社という不思議な存在

法人の存在理由

法人という制度は、なぜ生まれてきたのでしょうか？
ラーメン屋のような個人企業を考えてみましょう。個人企業といっても、企業活動であるかぎり、ほかの個人や会社とさまざまな契約をむすばなければなりません。大げさに言えば、仕入れ先から材料を仕入れれば、それは仕入れ先と購買契約を結んだことになり、また、お客がラーメンを注文すれば、それも一応はお客と販売契約を結んだことになり、もちろん、お店を借りているならば、家主と賃貸契約を結ばなければなりません。信用金庫からお金を借りているならば、貸借契約を結ばなければなりません。もしきちっと書かれた契約書があるならば、そのなかには契約の一方の主体として、ラーメン屋の店主の名前が書かれているはずです。ラーメン屋の店主が、個人の資格で、仕入れ先やお客や家主と契約を結んでいるのです。

八百屋のような共同企業の場合も、一見すると、同じであるように見えます。共同所有者である夫婦は、仕入れ先と購買契約を結び、お客と販売契約を結び、家主と賃貸契約を

しかも、この二重の所有関係の中間項となっている法人としての会社は、ヒトの役割とモノの役割を同時に果たしていることを、ここで強調しておかなければなりません。法人としての会社は、本来のモノである会社資産にたいしては、所有関係の主体、すなわちヒトとしての役割を、また、本来のヒトである株主にたいしては、所有関係の客体、すなわちモノとしての役割を、果たしているのです。

さきほど、法人とは、法律上ヒトとして扱われるモノとして、まさにヒトとモノとの両面性をもっていることを指摘しておきました。ここからいって、法人のこの二面性がそれぞれどのような役割分担をしているのか、明らかにしました。法人とは、モノにたいしてはヒトとしての役割を、ヒトにたいしてはモノとしての役割を、果たしているのです。

いや、ほんとうに、法人とは不可思議な存在です。そして、その法人を中核に据えている株式会社という仕組みも、ほんとうに不可思議な仕組みなのです。

いずれにせよ、第3図に描かれている「二重の所有関係」こそ、株式会社の基本構造です。この基本構造さえしっかりと把握しておけば、株式会社にかんするすべてのことは、ほぼ自動的に理解できていくはずです。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程

法と経営学
(社会人試験)

受験番号

氏

名

(9 - 7)

《解答別紙》

001 第二章 会社という不思議な存在

100

共同企業と長期的な契約関係をむすぶことを躊躇するようになってしまう。
法人とは、まさにこの問題を解決するために導入された法制度なのです。
たとえば、いま10人の人間が共同出資をして、共同企業を営んでいるとしましょう。さらに、この共同企業は仕入れ先や顧客や家主や金融機関などと、100個の契約を結んでいるとしましょう。その場合、10人の共同所有者のうちひとりでも反対したり脱落したりすると、それまでの契約が無効になってしまうから、契約書を書き直す費用はおおよそその10×10×1000に比例するはずですが、第4図は、このことを概念的に描いています。

さて、この10人の共同所有者が、共同企業を法人化することにしたとしましょう。それは、新たな「人」のヒトとして、会社を生み出したことになります。もとの10人の共同所有者は、今度は、この会社の株主となるわけです。そうすると、第5図に描かれているように、会社はヒトですから、それぞれの株主とは独立に、自分の名の下に仕入れ先や顧客や家主や金融機関などと契約をむすぶことができるようになります。これは、

結び、信用金庫と貸借契約を結ばなければなりません。だが、ここで重要なのは、この場合、その契約書には共同所有者である夫婦の名前がともに記載されていなければならないということです。なぜならば、共同企業においては、すべての共同所有者は、必ずばれた契約にサインしてそれぞれ等しく権利と義務をもっているからです。それゆえ、もし共同所有者のあいだで争いがあつたり、そのうちのひとりが病氣や老齢で手を引いたり、あるいは死にしたりすると、原則的にはそれまでの契約は無効になり、新たに契約書を書き直す必要がなくなるのです。それは、共同企業にも、外部の契約相手にも、費用がかかる事態です。

しかし、夫婦が所有している八百屋のように小規模な共同企業の場合には、このような事態を心配する必要はそれほど大きくはないでしょう。だが、だんだん共同企業の規模が拡大していくと、共同所有者の数も増え、外部との契約関係も複雑になっていきます。そうすると、共同所有者間の内紛や一部の共同所有者の脱落などによって、それまで結んでいた契約書を書き直す必要がなくなる頻度が加率的に上昇し、そのための費用も加率的に増加してしまうことになるのです。それは、共同企業と外部との契約関係を、いちじるしく不安定なものにしてしまいます。それによって、外部の個人や企業も、この

003 第二章 会社という不思議な存在

102

同じく第5図に描かれているように、外部との契約関係を大幅に簡素化します。法人化以前の共同企業の場合は、契約書を書き直す費用は10×1000に比例していたのに、法人化以降の会社の場合は、それは1×1000にしか比例しません。これは、契約関係を安定化させ、それによって、外部の個人や企業も、安心して、この会社と長期的な契約関係をむすぶようになるのです。

すなわち、法人とは、共同企業が外部の個人や企業とむすぶ契約関係を簡素化するために導入された、法律上の仕組みにほかならないのです。

ここで第5図をもう一度ながめて、株主から会社に向けて引かれている水平方向の矢印を株主を表す円形とともに会社を軸として90度ばかり時計回りに回転させてみましょう。そして、互いページを開いてみます。そうすると、法人の存在理由を説明した第5図は、契約関係をあらわしている右側の両端矢印を無視すれば、じつは、株式会社の基本構造を描いた第3図とまったく同じものであったということが確認できるはずです。すなわち、法人という制度によって、外部との関係が簡素化された企業は、その結果として、内部の構造が複雑化することになったのです。それが、二重の所有関係という株式会社の基本構造なのです。

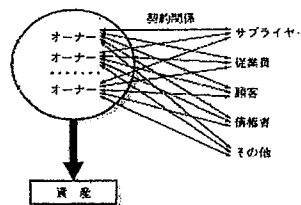


図4: 共同企業

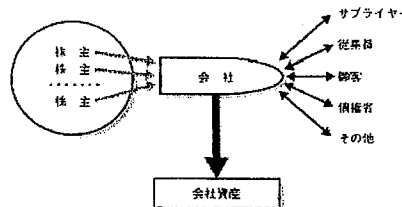


図5: 株式会社

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 8)

《解答別紙》

005 第二章 会社という不思議な存在

組みとしても、自治都市は現在の株式会社とよく似ています。市民は株主に相当しています。市の行政機構は会社の経営組織に対応しています。市長さんは代表取締役社長の役割をはたしていました。そして、当時の都市自治体においては、税金を納める少数の富裕な人間しか市民と見なされませんでしたから、少なくとも建前としては直接民主制がこなわれており、間接民主制にもとづく現代の都市自治体よりは、株主の全員参加を建前とする現代の株式会社のほうにはるかに似ているのです。

都市の市民は、さまざまな自由をもっていました。それは、ローマ時代だったらローマ皇帝、ヨーロッパ中世であれば封建領主から市民自治の特権を与えられていたからです。その特権のなかには、領主に税金を払わなくてもよいという特権がふくまれていることもありました。

では、なぜ都市自治体が法人になる必要があったのでしょうか。都市の市民が、領主との抗争の末、税金を払わなくてもよいという特権を勝ち取ったとします。もちろん、その特権を明文化するために、領主と契約をむすぶことになりました。だが、領主との契約書はいったいだれが署名すべきなのでしょう。本来ならば、すべての市民ですが、それは不可能です。そこで市長が市民を代表して署名したとします。でも、その市長が死んでしまっ

法人の歴史的起源

法人と類似した概念は、太古の昔からありました。人間が何らかの意味での共同事業を営みはじめる、そこにはかならず法人と似た機能をもつ団体が必要となるからです。現在わたしたちが使っている意味での法人という概念が最初に制度化されたのは、ローマ時代においてだといわれています。しかも、法人という制度を最初に採用したのは、資本主義とは直接関係がない自治都市や植民地でした。そして、中世になると、ヨーロッパにおいて、僧院や大学が法人となり、それと前後して、商業活動や生産活動に従事する同業者の組合やギルドが法人という形態をとることになったのです。

かつて学生運動が華やかになりし頃、中世ヨーロッパの自治都市に市民的自由の原形を見る議論が盛んになりました。そのようなロマンティックな思い入れに水をさすようですが、都市自治体とは、英語でいうとMUNICIPAL CORPORATIONあるいはCITY CORPORATIONです。ということは、それは、ほんとうは、自治会社あるいは都市会社と訳すべきものであったのです。いや、言葉の上だけではなく、実際の仕

007 第二章 会社という不思議な存在

ところが、問題は都市自治体と同じで、その領主お坊さんが死んでしまったらどうするか。寄進された土地があり、それで食べている僧侶がたくさんいる。そこで、免税の特権を、お坊さん個人に与えるのではなく、僧院そのものをそれ自体がヒトとしての資格をもつ存在とみなして、法人としての僧院に与えるようにするわけです。

このように、はじめは経済とは関連の薄いところで法人という仕組みが使われていたのですが、一世紀以後、ヨーロッパで経済活動においても徐々に法人という仕組みが使われるようになっていきました。イタリヤの貿易商人たちが海外と遠隔地貿易をするために船団を組むとき、船団そのものを法人として扱うという例が出てきたのです。

資本主義の発達につれて、法人という制度は、経済活動のなかに浸透していきます。決定的なのは、六世紀の後半から一七世紀の初めにかけて、地球規模で遠隔地貿易を進めていったオランダやイギリスの東インド会社です。ここで、現代的な意味での株式会社が成立したといわれています。

それにしても、考えれば考えるほど、法人とは不可思議な存在です。近代の市民社会の出発点は、ヒトとモノとの峻別でした。ヒトはモノでなく、モノはヒトでない。そして、その近代の市民社会を最初につくりあげた西欧社会は、資本主義の要請に応じて、法人とい

008

たときに、どうなるのでしょうか。契約とは、あくまでも契約した本人の自己責任にもついてもすばるものです。契約した本人が死んでしまったら、原則的には、効力を失います。それゆえ、市民は困ってしまいます。市長が交代するたびに、自治特権をめぐる領主と交渉し直さなければならぬのではない、へんです。

そういう時に考えだされた制度が、「法人」だったのです。都市をたんなる市民の集合体としてではなく、それ自体がヒトとしての資格をもつ存在とみなし、市長が契約書にサインするときは、市長個人としてではなく、法人としての都市を代表する存在としてサインをする。そうすると、法人としての都市は個々の市長、いや個々の市民の生命を超えた存在となり、いくら市長が交代しても、領主との契約は継続され、市民自治が維持されることになるわけです。

同じような例としては、僧院があります。偉いお坊さんがいて、心静たまわりの人がそのお坊さんに土地や建物を寄進して僧院が設立される。寄進された土地ではさまざまな食べ物や作られ、僧院で生活する多数の僧侶の生活を支えることになりました。しかも、これらの土地は宗教的な目的で寄進されたので、封建領主も税金をとりません。そんなことをしたら自分も天国へ行けなくなってしまうからです。

2023年度 大学院入学試験（春季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(9 - 9)

《解答別紙》

069 第二章 会社という不思議な存在

069

う古くからある制度から株式会社という精妙な仕組みを作りました。だが、この近代市民社会の申し子とでもいふべき会社という仕組みがその中核に据えている法人とは、ヒトとモノとの峻別という、まさに近代市民社会の前提条件そのものを揺り動かしてしまう存在なのです。ここに、近代市民社会の大きな矛盾のひとつがあるのです。

株式会社の公共性

ところで、さきほど、法人の存在理由とは、共同企業が外部の個人や企業とむすぶ契約関係を簡素化することである、と述べました。そして、いしましたが、法人の歴史的な起源は、実際に、都市や僧院といった団体が封建領主とむすぶ契約関係を簡素化することにあつたということを見てきました。

じつは、これらのことは、法人が本質的に公共的な存在であるということの意味するのです。

たとえば、一〇人のヒトが集まって何らかの目的のために団体を作ったとしましょう。その一〇人がおたがいのあいだで合意して、いくらか精妙な契約書を作成しても、それだけで

はその団体は一人目のヒトとして振る舞うことはできません。そのためには、他者による承認が絶対に必要なのです。当たり前ですが、仕入れ先やお客や家主や金融機関が、その団体を、一〇人の構成員とは別に、それ自体で資産を所有している存在であると認めてくれなければ、購買契約も販売契約も賃貸契約も貸借契約もむすぶことはできません。すなわち、ひとつの団体がたんなるヒトの集まりとしてではなく、それ自体がひとりのヒトとして機能するためには、他者による承認、もっと一般的には「社会による承認」が不可欠であるのです。ただ、社会とはつねに気まぐれです。社会による承認は、いつなんどき消えてしまうかもしれません。法人という制度は、まさにこのような社会による承認を安定させるために、国家がそれを法律によって制度化したものにはかなりません。

それゆえ、法人とは、個人と個人とのあいだの契約によって作られたたんなる「私的」な存在ではないのです。それは社会の承認にその存在を負っているという意味で、本質的に「公共的」な存在であるのです。

よく会社の経営者が、会社は「社会の公器」であると述べていますが、それはけっして的確な言葉ではないのです。

出典：岩井克人『会社はこれからどうなるか』

2008年11月28日初版第15刷

39頁から53頁、56頁から69頁